

# 令和5年以降の 熊野市成人式の対象年齢について（お知らせ）

成年年齢を18歳とする内容の「民法の一部を改正する法律」は、2022年4月1日から施行されます。

熊野市では、当該年齢が受験や就職などの進路選択の時期であるため、また、より社会的な責任を自覚することができる年齢が20歳であるとの考えに基づき、式典参加の対象年齢については、例年どおり20歳とし、式典の名称は「二十歳（はたち）を祝う会」とします。

対 象 令和4年度に20歳になる人  
(平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人)

実施年 令和5年（2023年） 1月 3日（火）

対 象 令和4年度に19歳になる人  
(平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人)

実施年 令和6年（2024年） 1月 3日（水）

対 象 令和4年度に18歳になる人  
(平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人)

実施年 令和7年（2025年） 1月 3日（金）